

第88回 全日本学生ヨット選手権大会（団体戦）

支援チーム規程（以下、STR）

1. 一般

- 1.1: 本支援チーム規則（以下、STRという）は、支援者が第88回全日本学生ヨット選手権大会の会場内（陸上及び水上）にいる間常に適用される。
- 1.2: STRは11/1(水)～11/5(日)の期間において、適用される。
- 1.3: STRは主催団体がいつでも変更することができる。変更する場合は、公式掲示板及び大会.orgに遅滞なく掲示される。
- 1.4: 支援者は主催団体、レース委員会、プロテスト委員会、テクニカル委員会からの合理的な要求に応じなければならない。
- 1.5: 支援艇及び応援艇がSTRに違反した場合、レース委員会は警告もしくは当該艇の出艇を禁止する事ができる。これはRRS60.2 を変更している。

2. 定義

- 2.1: 「支援艇」及び「応援艇」とは、『セーリング競技規則2021-2024』の定義『支援者』が乗艇している『船舶』、及びその他チームの関係者が応援の為に乗艇している『船舶』を指す。
- 2.2: 支援艇
監督、コーチまたはその指示するものが乗艇するエンジン付きボート及びクルーザーで、水上においてレース中ではない自校に所属するレース艇に対し、以下の支援ができる。
 - (a) レース艇（選手）へのアドバイス、応援。
 - (b) レース艇の交換装備の積み込み、装備交換の援助、破損した装備の引き取り。
 - (c) 飲料水、食事の選手への供与、ごみの引き取り。
- 2.3: 応援艇
レースの観覧・応援専用のエンジン付きボート及びクルーザーで、レース艇への援助は一切出来ない。応援艇の他校との共用は認められる。

3. 登録

- 3.1: 支援艇または応援艇を持ち込む場合は事前に登録しなければならない。（NoR5.2）
- 3.2: 支援艇についてはNoR5.2に定められた期日以降の登録を一切認めない。
- 3.3: 応援艇についてはNoR5.2に従っている場合、NoR5.2に定められた期日以降の追加登

録のみ認める。

- 3.4: NoR5.2の「参加申込書-6」にある「支援艇・応援艇許可申請書」に従い、期限内にフォームにて送信することにより登録が完了する。
- 3.5: 登録が完了した支援艇・応援艇にはNOR9.1 受付時に「支援艇・応援艇許可証」が発行され、レース委員会から以下の識別旗が貸与される。

支援艇: 緑色旗

応援艇: 白色旗

4. 遵守事項（共通）[DP]

- 4.1: 福岡市ヨットハーバーに常時係留以外の支援艇・応援艇は、主催団体が指定する棧橋以外に係留してはならない。
- 4.2: 福岡市ヨットハーバー内での停泊が認められていない支援艇・応援艇は、1回あたり15分を超えて係留してはならない。
- 4.4: 支援艇・応援艇は、水上にいる間、それぞれの識別旗を目立つ様に付けなければならない。
- 4.5: レース委員会、プロテスト委員会またはテクニカル委員会から、艇がレースをしているエリアからさらに離れるよう指示された場合、直ちに従わなければならない。
- 4.6: 準備信号の時刻から全ての艇がフィニッシュもしくはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、【添付図A】に定める「艇がレースをしているエリア」の外側にいなければならない。
- 4.7: 救助活動に従事する場合を除き、引き波の影響をレース中の艇に与えてはならない。
- 4.8: 船外機艇については、ドライバーはエンジンを始動している間はいつでも、キルコードを装着しなければならない。
- 4.9: 支援艇・応援艇は、ヨットモーターボート保険（対人対物賠償責任保険及び搭乗者傷害保険）に加入していなければならない。

5. 遵守事項（支援艇）[DP]

- 5.1: 音響1声と共にレース委員会艇にV旗を掲揚した場合、捜索と救助の指示を受けるために無線の送受信を許可する。レース委員会より救助要請があった支援艇は、レース・エリアを含む全エリアにおいて危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない。これは規則37を変更している。
- 5.2: 主催団体より貸与された無線機は、常時スイッチを入れた状態で保持し、指定のチャンネルで安全交信のみに用いること。
- 5.3: 簡易デジタル無線の貸与は、NoR5.2に従って申し込まなければならない。
- 5.4: 支援艇は、直径10mm長さ15m以上の曳航ロープを2本搭載しなければならない。

【添付図 A】 艇がレースをしているエリア

『艇がレースをしているエリア』は、以下の破線の内側とする。

※ 全ての支援艇・応援艇は、レース中、破線の内側に入ってはならない。

